

佐賀県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年七月二十四日から平成二十一年八月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名		道の区間		変更前後の別		幅員		延長	
県道 三瀬神埼線	神埼市神埼町鶴字秀鶴九一八番一地从先から 神埼市神埼町鶴字秀鶴九三八番二地先まで	前	後	七・〇	二一・四	一五・八	二一・六	一七四・八	
		後	前	一四・二	三五・〇	一五・八	二一・六	一七四・八	
県道 若宮鶴線	神埼市神埼町城原字一本黒木八八番二地从先から 神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五八番四地先まで	前	後	六・三	三〇・八	六・三	三〇・八	五六三・四	
		後	前	一四・二	三五・〇	六・三	三〇・八	五六三・四	

吉田鶴線 県道	
神 崎 市 神 崎 町 鶴 字 今 鶴 八 七 四 番 一 地 先 か ら 神 崎 市 神 崎 町 鶴 字 秀 鶴 九 一 九 番 一 地 先 ま で	神 崎 市 神 崎 町 鶴 字 今 鶴 八 七 四 番 一 地 先 か ら 神 崎 市 神 崎 町 鶴 字 秀 鶴 九 一 九 番 一 地 先 ま で
前	後
一 七 ・ 二	二 九 ・ 六
一 四 五 ・ 三	一 四 五 ・ 三